

各 位

新潟市水道局 総務部 経理課  
経営企画部計画整備課

「計青施3第101号 構内水管耐震化工事」仕様書の一部差し替えについて

令和3年12月15日付け新潟市水道局公告第28号(1)で公告した標記工事について、新潟市契約課ホームページの「入札公告・入札情報詳細」からダウンロードできる「書類へのリンク」中、「計青施3第101号に関する設計図書」内「keiaose3-101\_jouken.pdf」に誤りがありましたので、下記のとおり訂正し、データの差し替えを行いました。

つきましては、既にダウンロードされた方におかれましては、お手数ですが再度ダウンロードいただきますようお願いいたします。

入札参加者の皆様には、御迷惑をおかけして申し訳ありませんが、よろしくお願ひします。

記

該当ページ：「特例監理技術者及び監理技術者補佐の配置に関する特記仕様書」  
内容：本工事は特定共同企業体への発注に付す案件であり、特例監理技術者の配置を認めない工事であるにもかかわらず、特例監理技術者の配置が可能であるかのような特記仕様書が添付されていたため、次のとおり訂正するものです。

(誤)

特例監理技術者及び監理技術者補佐の配置に関する特記仕様書
1 本工事において、建設業法第26条第3項ただし書きの規定の適用を受ける監理技術者（以下「特例監理技術者」という。）の配置を行う場合は、以下の(1)から(8)の条件を全て満たすものとする。  (1) 特例監理技術者の職務を補助する者（以下「監理技術者補佐」という。）を兼任で配置すること。 (2) 監理技術者補佐は、当該工事に等する主任技術者の要件を満たす者のうち、「級職工管理士」の資格を有する者又は当該工事に係る監理技術者の資格を有する者であること。 なお、監理技術者補佐の建設業法第27条の規定に基づく技術検定科目は、特例監理技術者に求める資格検定科目と同じであること。 (3) 監理技術者補佐は、入札申請書と直接かつ恒常的な雇用関係にあること。 (4) 同一の特例監理技術者が配置できる工事は、他業種発注の公共工事・民間工事を含め2件までであること。ただし、兼任する工事が他業種の発注であるときは、当該発注機関が兼任を認める場合に限る。 なお、同一あるいは別々の発注者が、同一の建設業者と締結する契約期間の重複する複数の請負契約に係る工事であって、かつ、それぞれの工事の対象となる「作業者」に同一性が認められるもの（当初の請負契約以外の請負契約が締結契約により締結される場合に限る。）については、これら複数の工事を一つの工事とみなす。 (5) 特例監理技術者が兼務できる工事は、工事現場が共に新潟市内の工事であること。 (6) 特例監理技術者は、業上における主要な会議への参加、関係の領収及び主要な工程の立会等の職務を適宜に遂行しなければならないものであること。 (7) 特例監理技術者と監理技術者補佐との間で常に連絡が取れる体制であること。 (8) 監理技術者補佐が印字業務等について、明らかにすること。  2 本工事の監理技術者が特例監理技術者として兼務することとなる場合、前項(1)から(8)の事項について確認できる書類を提出すること。 ( (6) から (8) については、業務分限、連絡簿等を施工計画書等に記載すること )  3 本工事において、特例監理技術者及び監理技術者補佐の配置を行う場合又は配置を要しなくなった場合は適切にコリンズ (CORINS) への登録を行うこと。

(正)

特例監理技術者及び監理技術者補佐の配置に関する特記仕様書
1 本工事は、建設業法第26条第3項ただし書きの規定の適用を受ける監理技術者（以下「特例監理技術者」という。）の配置は認めない。